

令和 7 年

# 富士川町議会

## 第 1 回臨時会会議録

令和 7 年 1 月 2 9 日 開会

令和 7 年 1 月 2 9 日 閉会

山梨県富士川町議会

令和 7 年

富士川町議会第 1 回臨時会

令和 7 年 1 月 2 9 日

令和7年第1回富士川町議会臨時会

令和 7年 1月29日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第1号 令和6年度富士川町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 5 議案第2号 富士川町東別館他解体工事請負変更契約の締結について
- 日程第 6 議案第3号 町道大柵大久保線道路改良工事請負変更契約の締結について

2 出席議員は次のとおりである。（13名）

- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 宇田川 朱 恵 | 2番  | 神 田 雅 也 |
| 3番  | 依 田 誠 司 | 4番  | 深 澤 一 幸 |
| 5番  | 小 林 和 良 | 6番  | 秋 山 仁   |
| 7番  | 望 月 眞   | 8番  | 小 林 有紀子 |
| 9番  | 齊 藤 欽 也 | 10番 | 青 柳 光 仁 |
| 11番 | 鮫 田 洋 平 | 12番 | 井 上 光 三 |
| 13番 | 堀 内 春 美 |     |         |

3. 欠席議員

な し

4. 会議録署名議員

- |    |         |    |       |
|----|---------|----|-------|
| 5番 | 小 林 和 良 | 6番 | 秋 山 仁 |
|----|---------|----|-------|

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（8人）

町	長	望月利樹	副町長	早川竜一
会計管理者		河原恵一	政策秘書課長	中込浩司
財務課長		深澤千秋	管財課長	渡辺成昭
福祉保健課長		遠藤悦美	土木整備課長	山形謙一郎

6. 職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	依田正紀
書	記井上直子

開会 午前10時00分

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。相互に礼。着席願います。

富士川町告示第1号をもって招集されました、令和7年第1回富士川町議会臨時会に、議員並びに町長をはじめ、執行部各位にはご健勝にてご出席いただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これから令和7年第1回富士川町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

---

○議長（堀内春美さん）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番小林和良君及び6番秋山仁君を指名します。

---

○議長（堀内春美さん）

日程第2 会期決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

○議長（堀内春美さん）

日程第3 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。本日の議事日程、説明員として出席通知のありました者の職・氏名などにつきましては、お手元に配布したとおりです。

---

○議長（堀内春美さん）

日程第4 議案第1号 令和6年度富士川町一般会計補正予算（第7号）

を議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

—————提案理由朗読説明—————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第1号について補足説明を求めます。

財務課長 深澤千秋君。

○財務課長（深澤千秋君）

それでは、議案第1号の補足説明をさせていただきます。タブレット3ページをお開きください。議案第1号令和6年度富士川町一般会計補正予算第7号、次のページをお願いいたします。令和6年度富士川町の一般会計補正予算第7号は、次に定めるところによる。

（以下、令和6年度富士川町一般会計補正予算の朗読）

第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。タブレット7ページをお願いいたします。

（以下、令和6年度富士川町一般会計補正予算事項別明細書朗読説明）

以上で、議案第1号の補足説明とさせていただきます。ご審議のうえ、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

これから、議案第1号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第1号について質疑を終わります。

これから、議案第1号について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第1号について、討論を終わります。

これから、日程第4 議案第1号について採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（堀内春美さん）

日程第5 議案第2号 富士川町東別館他解体工事請負変更契約の締結について

日程第6 議案第3号 町道大柵大久保線道路改良工事請負変更契約の締結について

以上の2議案は契約締結案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

———提案理由朗読説明———

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第2号及び議案第3号について、補足説明を求めます。

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

議案第2号の補足説明をさせていただきます。タブレットの11ページをお開きください。

本契約につきましては、令和6年5月21日に一般競争入札事後審査型を実施し、令和6年6月14日の定例会において契約を締結しました。富士川町東別館他解体工事におきまして、今般設計内容等に変更が生じたため、工期を変更するものであります。

工事名につきましては、富士川町東別館他解体工事になります。施工場所につきましては、富士川町青柳町地内になります。工事の変更理由であります。工事期間中に不測の事態が生じたことに伴い、廃棄物等の処分量の確定に日数を要したため、変更するものであります。工期につきましては、令和6年6月15日から令和7年1月31日までのものを、令和6年6月15日から令和7年2月28日までに変更するものであります。契約の相手方につきましては、山梨県笛吹市御坂町下黒駒1602番地8、鈴健興業株式会社、代表取締役鈴木康修であります。なお、次ページに仮契約書の写しがありますのでご参照ください。以上議案第2号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

引き続き議案第3号の補足説明をさせていただきます。タブレット13ページをお開きください。本契約につきましては、令和6年9月17日に一般競争入札事後審査型を実施し、令和6年9月20日の定例会において契約を締結いたしました。町道大柵大久保線道路改良工事におきまして、今般、設計内容等に変更が生じたため、工期と契約金額を変更するものであります。

工事名につきましては、町道大柵大久保線道路改良工事になります。施工場所につきましては、富士川町天神中條地内から長沢地内にかけてとなります。工事の変更理由であります。道路改良工事におきまして、車道部の置換層の施工後に道路開放した場合、車道部と隣地の土地に段差が生じ、安全管理上に支障があるため、現行を行い、生産するものであります。また、物価高騰に伴い、資材の調達に日数を要したため、工期の変更をするものであります。工期につきましては、令和6年9月21日から令和7年2月28日までのものを、令和6年9月21日から令和7年3月26日までに変更するものであります。また、変更後の契約金額につきましては、現行に伴う精算では398万5300円が減額となり、変更後の契約金額は5024万4700円となります。契約の相手方につきましては、山梨県南巨摩郡富士川町大久保488番地、株式会社天満組、代表取締役中村武であります。なお、次ページに仮契約書の写しがありますので、ご参照ください。以上議案第3号の補足説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

これから、議案第2号及び議案第3号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番 宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

タブレット11ページ議案第2号について質疑をさせていただきます。まずですね、日程なんですけれども、今日が1月29日で1月31日にもう工事が終わるということで、なぜこのように急な日程変更なのかというところなんです。全協で説明を受けたんですけども、スタイロフォームのことなどは、あの写真を見ると7月22日とか7月19日の写真であった。9月の定例会も12月の定例会もあったにもかかわらずなぜここにきて、急な工期変更なのかというところをちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

17日の全協で説明させていただいた部分のものと、説明が重複すると思われませんが不測の事態が起きた日数は、7月の段階でわかったことがございますが、解体工事の部分の処分量の確定までの部分が工期末までにかかってしまったというのが現状でありまして、1月15日の段階で最終数量の部分の固めさせていただいて、17日にご説明を申し上げたところがございますので、事が起きたのは7月であっても、その事が起きた対応について精算までの内容という部分でいきますと、数量が固まるまでに時間を要してしまって、という形でこの時期、お願いをする形になったところがございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はいそちらのちょっと説明を聞いたんですけども、ちょっとそこまでギリギリにならないとちょっと確定しないのかというちょっとその疑問がありましたので、ちょっと再度聞かせていただきました。あともう一点ですね見積りの設計を頼んでおりまして、設計の設計書が出ているんですけども、こちらの単価、単価本などに基づいて設計の見積りをしているということなんですけれども、ここ、この設計事務所に見積もりを頼んでいても、さらにこんなにギリギリになってとかこんなにずれが生じてくるのかということについて、ちょっとお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。解体設計の場合の設計につきましては、17日の全員協議会でも説明させていただいたとおり、RC構造の部分の換算率を使って、設計書にあります広さ等々を使って出しているという説明をさせていただきましたが、処分量の部分のものについては、建設業法だったり、廃棄物処理法に指定されている再利用が可能な部分については、再利用をしていくような処理を行っております。その部分で、最終処分場までに行く出荷するまでの数量が固まらないという部分がございますので、最終的な処分が完了する確認ができる部分はだいたい、工期末までかかってしまうという性質もありますので、この時期になってしまうと、その途中途中の案件の部分につきましては、業者と町との協議により、どういう対応をしていくかという協議書を取り交わす部分でありますので、その部分は7月の段階では取り交わしておりますが、精算として金額

を弾けるまでに時間を要するというのは、解体工事の性質上、処分ができるまでの部分で数量が固まらないと、金額的な部分については弾けなかったということが原因になってございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ちょっとこの時期になっても固まらないというお話でしたけれども、ちょっと、この時期といってもかなりギリギリ過ぎるのではないかなとちょっと感じました。これは意見になります。質疑を終了いたします。

○議長（堀内春美さん）

他に質疑はありませんか。

3番 依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

今言った宇田川議員のちょっと質問の続きみたいになるかもしれませんが、このギリギリになったの今の説明は一応わかりましたけど、それがもう7月にわかってたんならこうなりそうだったというのを、途中経過くらいを議会に言うべきじゃないですか。いくらっていうのは確定しないけど、このぐらいのうちにも1級建築士いるんでしょう。だからそういう人が見ればわかると思うんですよ、これが初めての例じゃないと思うんで、他の市町村、日本中どこどこでもやってることなんで、それもなくて、何か部内かどうか、庁内で決めちゃって、一つ聞きたいのは、町長は、それを承知してたんですか。町長も仕事を承知して、これで今日を上程したと思うんですけど、議案を。町長にはそういう情報は入ってたんですか。ちょっとそれをなんか管財課の説明で聞くと、なんか課の中でやってるように、今までの議運の説明議運ではなくて全協の説明にしても、そういう形なんですけど、責任者は町長なんで、町長どうなんですか。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えします。様々な工事は担当課長の方にですね委任をして詳細、細かい部分はですねお任せしているというところがございます。ですから私の責任の中で担当課長が判断しているということで、責任は私にあるという事です。ただ今回の案件については、正直申し上げまして、詳細説明を受けたのは年明けの1月ですね。はい。臨時議会を開くというふうに言われたのは去年の暮れです。詳細の説明を受けた日が1月。しかしながら説明はですねこういう権限をですね、担当課長に預けていたものですから、そこの内部のを知ってる知らないという部分はですね、全て私の責任の中でですね、私の代わりに担当課長もしくは職員が実行しているということで、責任については私にあるということで、是非ともご理解いただければと思います。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

わかりました。町長が知らないっていうことはおかしいと思うんですよ。町長にも、どうい

内の・・・わかりました。うん。はい。本来なら12月議会ぐらいにさっきの説明出せないけど、説明はその前7月からわかってるならそれを説明しないといけないと思うんですよ。なぜ説明しなかったんですか、議会に。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。工期の延長ということで。

○3番議員（依田誠司君）

延長で、すいません。わかりました。そういうことでちょっと今自分の意見言ってしまいましたけど、ちょっと納得いかないです。はい、以上です。

○議長（堀内春美さん）

他に質疑はありませんか。

7番 望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

同じく議案第2号富士川町東別館他解体工事請負変更契約の締結について質問いたします。先ほど宇田川議員の質疑の中で、工期延長の理由は理解いたしました。私が聞きたいのは、最終処分場、これもどこか確定しているのか。もし確定しているとしたらばその場所について提示していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。工期延長についてってということで、

○7番議員（望月眞君）

工期延長に関わってですね、どこへ最終廃棄物が運ばれてくるのかこのことも、大変重要なことになってくると思うので質問させてもらいましたが。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

最終処分場がどこかという質問に対してお答えをさせていただきますと、廃棄物の種類によってその最終処分場が異なる部分がありますので、今手元にその資料等はありませんので、最終的にどこに処分されたかという部分については、書類検査のときに報告が出てくるというような形になりますので、途中途中でここへ処分をしたという部分についてはまだ手元にない部分もございますので、後刻調べてお示するというような形をとりたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

現時点では決めてないってことですね。最終処分場の場所によってもね、工期の流れが変わってくるかと思って質問いたしました。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

現時点で最終処分場が決まってないということはありません。もう既に出している部分がありま

すので、その報告書が手元にまだ届いていませんので、どこかということが説明できないという形になりますので、それが手元に届けば説明することはできるんですが、今のところまだ工事の書類類につきましては、業者からの報告がありませんので、今の時点で説明ができないというふうに、捉えていただければ結構だと思いますが、よろしく願いいたします。

○7番議員（望月眞君）

はい、了解しました。

○議長（堀内春美さん）

他に質疑はありませんか。

9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

同じ第2号についてですけれども、今回は工期延長ということで議案が提案されました。1月の17日でしたか、全員協議会のときには増額という話で工期延長で今回出されたんだけど、増額の話と工期延長の話がなんていうかな、もしあるのであればセットだろうと先程から工期延長の理由は不測の事態が起きて、数量の確定に日を要したという話なんですけども、本来ならば今月いっぱいまで全て終了する、11日の時点で数量についても確定はしていると。だから全員協議会の説明ではそれに基づいた説明があったんだと思うんですよね。ですから通常ならここで、最後ですね処理の工期の延長はあるにしても、出されるべきではないかなというふうに思うのでその辺の、今回の議案との関係についてお願いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。工期の延長ということで、金額ではありませんので。

○9番議員（齊藤欽也君）

ちょっと言い直します。すいません。工期延長そのものが必要なかっていうと、正直既に数量も確定している中で、あえて延長する必要全然ないんじゃないかと思うんですけどもその辺についての説明をお願いします。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

今回の工期延期のお願いをしている理由が、不測の事態の日数を要したための延期。数量が固まっている部分については、出荷量等でまとめた部分のもので固めております。その処分の先の報告が確認はできていませんので、工期内にその確認作業ができない部分になりますので、書類検査が整える確認ができるまでの間、工期を延ばさせていただきたいという趣旨で提案をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

そうであれば延長はもうちょっと短くてもいいのかなと思います。もう一点、工期延長されました数量が固まります。当然そうすればその支払いの額、差額があれば、その額ってのもある程度臨時会に諮る必要があるんだろうと思いますけれども、その辺についてのこれからの考え方について

お伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。先ほどから言っておりますが工期延長についてにしてください。

○9番議員（齊藤欽也君）

お言葉を返すようですけれども、今回工期延長されるということであれば、数量の話も出ていますので、当然この後、この議会の当局側の議会に対する対応の仕方や流れというものが問題になってくるんだろうと思うんで、そこだけはちょっと確認させてください。

○議長（堀内春美さん）

今回はですね、工期延長という議案に対する質問にしてください。

○9番議員（齊藤欽也君）

はいこれで終わります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

他に質疑はありませんか。

4番 深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

同じ議案に対しての質疑をさせていただきます。工事写真を見ればですね、不測の事態ということはわかります。延長工事も理解できます。ただしですね町の建築士はですね、今回の追加工事が発生するという発生して遅れるというような予見はできなかったのかどうか、ということをお聞きしたいんです。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまの質問にお答えいたします。17日の全員協議会でもご説明をさせていただいたところでありますが、50年以上経つ建物の解体ですので、不測の事態は想定できるだろう、という部分のご指摘をいただいて老朽化が進んでおりましたので、その部分のことも多少はあるとは思いましたが、設計上に、その思う数量というのを設計書に示すことができない部分につきましては、見込みで設計をするという部分よりも、約款にございます不測の事態が生じた場合には、受注者、発注者双方で協議の上、適切な処理を行うというような文言がございますので、その部分で公共工事の方は対応させていただいているところであります。ですので、今回の不測の事態は想定できなかったかということになれば、想定はできた、と思われませんが、数的に設計書に反映させることができなかったと解釈していただいて、お願いをしたいと思っております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

先ほどの宇田川議員のところでも回答いただいたんですけども、不測の事態が起きたときには、業者と当局町で話し合いを重ねながらというような話なんですけども、我々そういったときに我々議会には報告する義務はあるのかなのか、ということも一つお聞きしたいんですけど。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。工期の延長ということをお願いしたいと。

○4 番議員（深澤一幸君）

はい、以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

他に質疑はありませんか。

5 番 小林和良君。

○5 番議員（小林和良君）

それではちょっと質問させていただきます。先ほどの解体工事の件ですけど、先ほどこれは工期に関わることでお聞きしたいんですけども、想定できたというご回答、先ほどありました。想定できるということはそれを処分する、工程も当然そこで組み入れるべきだったと思うんですよ。だからその辺を、この工程の中に入ってること自体がおかしいと思うんですけども、例えば具体的に言えばスタイルホームの件、服装シートの件で今回の延期の中に、先ほど聞いたらその日数が入ってるんですよね。でもこれは当然想定できるもの、先ほど想定できると言われたので、想定できるものをあえて入れる必要はないと思うんですがいかがでしょうか？

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。相当できるという部分のお答えをさせていただいたのは、不測の事態が生じるような老朽化による影響によって残ってしまうようなことは、新品の建物ではありませんので、想定はできるというお答えをさせていただいたところであります。その部分と、どの範囲、数値化ができないから、設計書に盛り込めなかったという部分につきましては、数量の確定、どの範囲、影響範囲がどこまでという部分で、不明であったものを不確定要素の高い設計をするということはしておりませんので、定款にある両方で協議の上という話になるところでございます。

それから、日数を全協で説明させていただいた日数につきましては、その指示をした対応にかかった期間を説明したので、不測の事態のために処理をした日数を説明させていただいたところがございますので、それを設計書になかった部分での日数とカウントされるという部分であります。想定できなかった指示に基づいた作業期間ということでもありますので、工期延期の理由とさせていただいたところがございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5 番議員（小林和良君）

引き続き、解体の質問ですけども、解体工事における質疑の続きですけども、うちにはですねご経験のある建築士の方がいらっしゃいます。ご経験があるから、当然この解体のときにはこういうことが生ずるっていうこと、その面積は当然図面から追えるんですよね。そういう方のご見解はどのようなものなんですかね。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。担当者、一級建築士が担当してある案件ではありますが、この部分につきましては、管財課、もしくは町の部分での見解になりますので、私が説明をさせていただいている部分が、そのものであると考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

ちょっと理解できないんですけど、とりあえずわかりました。第3号も続けてよろしいですか。一緒だからよろしいですか。第3号の件ですね、ページは13ページかな。町道大柵大久保線の改良工事における、これも遅延されるんですけど、これはもうだいぶ1か月前にこのあれが出てから、要はよく工程管理されてると思うんですけども、一つは先ほど全協でちょっと質問させていただいたんですけども、地盤改良か何かですと、段差が出ると40cmそれで、今回はこちらでやったというお話でしたけども、これも元々想定できる、工事をやる時には想定できる案件だと思うんですけどその点はいかがですか。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 山形謙一郎君。

○土木整備課長（山形謙一郎君）

ただいまの質疑にお答えします。設計段階においては、隣接地とその他既設の道路、また下水道のマンホール等を新設されております。そちらの段差解消は、スロープの設置により対応をできると、当初考えておりました。しかし実際には、図面上以上に段差が40cmと予想以上に多く、また、段差解消スロープの設置により、車道部が不均一な起伏、これはでこぼこが生じ、通行上非常に危険であることが現地で判明いたしました。そのため当初の計画を変更し、この部分の施工を取りやめたという変更といたしたところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

今の件ですけども、実際に工事をされる方っていうのはやっぱり現地を確認するはずなんですよ。その現地確認でも発見できなかったということですか。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 山形謙一郎君。

○土木整備課長（山形謙一郎君）

ただいまの質疑にお答えします。本来であれば、改良部分と同時に舗装まですれば、この問題なかったのですが、今回は改良を優先したことにより、置換層の部分で工事を終了し開放という形を取らせてもらいました。今回工事において丁張り等を現地を確認し、また各入口と立ち会った中でその段差について、スロープで解消するには、やはりその後の管理としてはやはり凹凸で非常に危険であるということが改めて判明したことから、今回このような変更とさせていただいたところでございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

この件であと一点になりましたので、ちょっと今の今の道路のところですね、お聞きしたいんですけど、部材の確か調達あとは入荷遅れたっていう話なんすけど、何がどれくらい遅れたんですか。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 山形謙一郎君。

○土木整備課長（山形謙一郎君）

ただいまの質疑にお答えします。こちらにつきましては、物価高騰に伴い使用する二次製品これはコンクリートの二次製品でありまして、主に今回の工事は、両脇にVS側溝、側溝とあと歩道と車道の境界にあるコンクリートの縁石の工事が主であります。そちらの製品が全体的に調達に遅れたということでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

お聞きしてるのは、何がどれだけ遅れたのかをお聞きしてます。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 山形謙一郎君。

○土木整備課長（山形謙一郎君）

ただいまの質疑にお答えします。数量的には今回延長が281mとあります。その部分の側溝が約203m、縁石部分が約469mあります。その製品が全体で、全体でも遅れているということでございます。以上でございます。搬入された分は当然、工程の中で工事を進めておりますが、その工期内では全て入りきれない、全体の延長が多い、数が多いということでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

もう一点よろしいですかね。私の質問はどれくらい遅れたのかとお聞きしてます。日数を言ってもらえれば、例えば半月遅れた。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 山形謙一郎君。

○土木整備課長（山形謙一郎君）

申し訳ございませんでした。ただいまの質疑にお答えします。日数的には本来注文いたしますと、約10日から2週間程度で、作り置きがある場合は入荷することができますが、今回高騰により受注生産になりますので、約2か月ほど遅れております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

はい、わかりました。以上で私の質問を終了します。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第2号及び議案第3号について、質疑を終わります。

これから、議案第2号及び議案第3号について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

議案第2号について、原案に反対の討論があります。

○議長（堀内春美さん）

議案第2号について、原案に反対の討論がありますので、まず、原案に反対者の発言を許します。

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは議案第2号、解体工事請負変更契約の締結に関して、以下の理由により反対の立場で意見を述べさせていただきます。

第1に、本議案の提案理由である不測の事態について、具体的な説明が不足している点です。1月17日に説明がございましたけれども、非常に不明確で今質問を出しております。それが不測の事態かどうかというのを疑問であります。議案の概要にはですね、廃棄物等の処分量の確定に日数を要したと記載されていますが、どのような不測の事態が発生して、その影響がどれほど重大だったのか、またそれに対する町の対応策がどのように講じられたのかが示されておりません。

不測の事態という曖昧な表現では、議会として正当性を判断する材料が不足しており、住民に対する説明責任を果たしているとは言えません。

第2、今回の変更契約案が提案されたタイミングについて、問題があります。現行の契約には、1月31日を期限としておりますが、変更契約の提案が議会に上程されたのは本日1月29日、わずか2日前であります。このような直前の提案では議会として、慎重かつ十分な審議を行うことが困難であり、議決機関としての役割を軽視していると言わざるを得ません。また、契約変更に至るまでの経緯や計画が適切に工程管理されていれば、このような遅れは防げたのではないのでしょうか。

第3、今回の契約変更が適正に検討されたかどうか疑問が残ります。本議会においては、そもそも計画段階でリスクを想定し、適切に対応する義務があったはずなんです。特に廃棄物処理に関する不確定要素は、解体工事において想定される範囲内であり、これを理由に変更契約を求めるのは、計画の不備を露呈していると思います。

以上の理由から、本議案を承認することは、町の行政運営の透明性や計画性を損なう結果に繋がると考えます。議会としてこのような手続きの甘さを認めることは、住民の信頼を損ねる恐れがあります。よって、本議案に反対をいたします。以上です。

○議長（堀内春美さん）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

他に討論はありませんか。

( な し )

討論がありませんので、これで討論を終わります。

討論がありましたので、これから日程第5 議案第2号について採決します。

この採決は、起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。着席してください。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について討論を行います。

( な し )

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第3号の討論を終わります。

これから、日程第6 議案第3号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（堀内春美さん）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日の会議を閉じます。

皆さまにはお忙しいところ、大変ご苦勞さまでした。

令和7年第1回富士川町議会臨時会を閉会します。

起立願います。相互に礼。ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時53分